

子どもの成長を願って

すこやか



Growth

子どもとつながる 家庭づくり・地域づくり

町青少年健全育成推進協議会事務局
(生涯教育課内) ☎ 32-6193

町青少年健全育成推進協議会家庭教育部研修会が昨年の12月5日に行われ、幼稚園から中学校までの保護者と助言者を含め102人が参加され、子育ての実践や悩みを交流されました。本年度は「子どもとつながる家庭づくり・地域づくり」をメインテーマとして、幼稚園Ⅰ・Ⅱ、小学校Ⅰ・Ⅱ、中学校の5分科会に分かれ、助言者を交えて熱心な意見交換が行われました。幼稚園分科会では「親と子どもの関わり方」、小学校分科会では「子どもとの向き合い方」、中学校分科会では「家庭でのつながり・人(地域)とのつながり」というテーマで話し合われました。幼稚園分科会では、時間の多少ではなくいかに過ごすか、そして、絵本の読み聞かせは、子どもにとって

大切。小学校分科会では、反抗することも成長の現れととらえしつかり受け止め子どもの立場になって考えること。中学校分科会では、親が余裕を持って子どもと接することが大切、子どものパワーをうまく引き出してあげることができればすばらしい。といった助言をいただきました。いずれの分科会も親子のコミュニケーションが子どもの成長に大きく関わっており、子どもの成長時期に応じた対応をすること、親が元気で笑顔と余裕を持つて子育てにあたること、家庭が温かいことが大事だということが共通した内容でした。子育てに悩みながらも、創意工夫して楽しい家庭づくりに奮闘されている姿がうかがえ、有意義な研修会であったと思います。

本年度も「青少年健全育成の集い」を3月10日(日)午後1時30分より、田原本青垣生涯学習センター弥生の里ホールで開催します。5つの自治会が1年をかけて、自治会での子どもとの絆づくりを進めてこられた実践報告をしていただきますので、自治会での活動に役立てていただければ幸いです。後半には北中学校吹奏楽部の演奏や町内合唱グループと参加者全員での合唱を行い、楽しいひとときを過ごしたいと思えます。ぜひご来場ください。

今やろう！ 防災アクション



Vol.16

図 防災課安全防災係 ☎ 34-2059

水害時には早めの避難行動を

避難したことはありますか？

大地震発生時は避難所へ逃げる。では、台風到来時はいつ避難所へ行きますか。避難情報が数種類あるのは知っている、けど違いがわからない、避難所に行ったことがない、自分の避難先がどこかわからない…

さまざまな理由で「避難しない」という選択を取り続ける人が多く、その結果、毎年水害によりたくさんの命が奪われています。しかし「いま、この場所の」危険性がどれほどあるかという判断は経験者でも難しいものです。

避難とは「命を守る行動」のことです

自治体が出す最初の避難関連情報に「自主避難」があります。これは避難所の「開設」を広く周知するた

めの情報で、本来は避難を呼びかけるものではありません。

しかし、地震と違って水害は段階的に危険が増します。自主避難の後に避難準備、避難勧告…と発表する場合もあり、まだ大丈夫という思いが命取りになることも。つまり、避難所の開設は、災害の恐れがあるから行われるものです。



水害時の避難行動

避難所開設の情報を得たら、すぐ屋外に出るのではなく、まず外の状況を家の中から確認してください。

- ①外が真っ暗
- ②道路が冠水している
- ③風雨が強い

などの場合は家にとどまり、できれば2階に移動してください。外に出られそうであれば避難所へ行きます。

避難の目的は「命を守ること」です。自分や家族の状況に合わせて、早めの行動を心がけましょう。

「訪問勧誘お断りステッカー」
を活用してください！

田 住民保険課戸籍住民相談係 ☎ 34・2087

訪問勧誘とは、訪問による販売や購入（買取り）の勧誘のことです。消費者トラブルの相談で多いのは、家庭における訪問勧誘です。

突然、自宅に業者の訪問があり、点検や無料と言われて、それならと家に招き入れ、最終的に高額で必要のない契約をしてしまったという事例があります。屋根工事や壁工事などの住宅リフォームに多い事例です。訪問勧誘は、不意打ち的な業者の来訪で、考える時間もなく、契約してしまうことがトラブルの原因と

なっています。そのような訪問による勧誘トラブルをなくすために、奈良消費生活条例が改正されました。条例では、訪問勧誘を断るという意思表示をしているのに、それを無視して勧誘することは条例違反になるということが明記されました。そして「訪問勧誘お断りステッカー」が作成されました。

本町でも「訪問勧誘お断りステッカー」を作成し、全戸配布を実施することにしました。今月の広報と同時に配布しています。玄関や門などに貼り付けてください。

玄関先などですごく勧誘されることがあれば「お断りステッカー」を貼っています。違反になります。お帰りにください。」と伝えてください。

それでも断り切れずに契約してしまった時は、契約してから8日以内であれば、クーリングオフができます。トラブルに巻き込まれた時は、一人で対処せずに、消費者ホットライン ☎ 188（局番なし）に相談してください。

【訪問勧誘お断りステッカー】



今月の広報と同時に配布します！

2/4 消費者知力をさらにアップ

悪質商法の最新情報や事例などを紹介



2月4日、生活学校の会員を対象に、町消費生活相談室の野村さんと町総務部管理監が、架空請求や訪問販売などの悪質商法の最新情報や事例などを紹介しました。

野村さんは「自分で判断せず周りに相談することが大切。遠慮なく相談してください」と話していました。

消費生活相談

商品やサービスに関する相談

日時 毎週火・金曜日
(祝日、年末年始を除く)
午前10時～午後3時
場所 町役場1階1C相談室
担当 消費生活専門相談員
相談方法 面談・電話
☎ 32-2901 (内線174)

Pick UP 町公式Instagram



田原本町公式Instagramの1月の投稿から、広報担当者イチ押しの写真を紹介します。



▲青垣生涯学習センター正面入口の菜の花



▲しきのみちはせがわ展望公園からの眺め

人、モノ、風景、イベントなどを「#たわらもとfun」をつけて投稿しています。

右のQRコードからフォローをお願いします。

